

# いじめ防止基本方針（令和2年10月策定）

共益法人 フランクフルト日本人国際学校

## はじめ

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせるおそれがある。本校は、いじめは決して許される行為ではないという基本姿勢にあるが、成長期や人間関係、さらには家庭や地域を含めた環境により、いじめはどの子どもにも、どの場面にも起こり得ると捉えている。つまりどの子どもも被害者にも加害者にもなり得ることと捉え、学校・家庭・学校運営委員会（以下理事会という）保護者会が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応・治療等に取り組まなければならない。

いじめ問題にきめ細かく対応していくためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。さらには積極的に教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいかななくてはならない。

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、令和2年10月、フランクフルト日本人国際学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 1. いじめ防止に関する基本的な考え

### 1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア) 冷やかしやからかい
- イ) 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ウ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- エ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- オ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- カ) 金品をたかられる
- キ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ク) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ケ) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

日本国におけるいじめ防止等の方針

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えていじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であること認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

フランクフルト日本人国際学校理事会の方針

いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題である。いじめは様々な態様があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。このことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童・生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、フランクフルト総領事館、理事会、学校、保護者会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

フランクフルト日本人国際学校の方針

いじめは、決して許される行為ではない。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生涯にわたって悪影響を与える可能性を残すばかりでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校が中心となり家庭・保護者会・理事会・総領事館と連携し、学校の内外を問わずいじめは許されないことであり、さらにはいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめについて児童・生徒に十分に考えさせ、十分理解できるようにすることを旨として毅然とした姿勢で指導が行われなければならない。また、治療的な関わりだけではなく、積極的に集団での活動をとおして、多くの友達と関わる中で、協力すること・助け合うこと・認め合うこと・許し合うこと等、心の育成を図りつつ、いじめの防止対策に取り組まなければならない。

## 2 . いじめ対策の組織

### 1) 組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で徹底したいじめ防止対策を行う。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員 校長、教頭、教務部長、指導部長、学部長、養護教諭、事務長局、相談員等

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、情報の収集、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

② いじめの相談・通報の窓口としての役割

③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

※いじめの疑いがあることに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割をする。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知徹底させる。

(3) 重大な事案に発展する可能性があるいじめ発生時の組織は速やかに対処するとともに、同じようないじめが再発しないよう、緊急いじめ対策組織を設け、事実関係を明らかにし適切な対応をするための調査を行う。

①いじめ対策委員会に外部の専門家を含めた調査組織

※事案により柔軟に編成し、必要に応じて適切な専門家を加える。 例；フランクフルト総領事館領事、理事会理事、カウンセラー、保護者会代表など

②理事会の設置した調査組織

## 3 . 未然防止の取組

### 1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

いじめ未然防止の基本は、好ましい人間関係を築ける心を養うことを大前提とし、確かな学力と豊かな心を身に付けることで生きる力を育み、児童がけじめのある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。すべての児童が活躍でき、自身や友達の存在価値を見いだせる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、さらには日ごろから教職員の共通理解の元での徹底した生徒指導をすることで、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることはなくなってくると考える。「豊かな心を育てる」という学校教育目標をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える学校風土を築き上げたい。

## 2) いじめを未然に防止するための方策

①児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童・生徒にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童・生徒の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童が安心して過ごすことのできる場所にする必要がある。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じる時に結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたずらに他者を否定することや攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめすることもなくなるものであることから、教職員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。「親しき仲にも礼儀あり」を基本として、児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。学級や学習のルールを守るといった規範意識の醸成に努め、「いじめは決して許されない・許してはいけないこと」という認識を児童が持つよう、日々さまざまな活動の中でことあるごとに指導していく。

②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのため、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- 道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### ③分かる授業，すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは，自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童・生徒が学校で過ごす中で一番長いのは，授業の時間となるため，授業が児童のストレスになっていないかをよく吟味し，よりいっそうわかる授業・考えることが楽しい授業を行い，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ，自信を持って学習に参加できるようにさせる。

### ④異年齢集団間，異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童の場合，「教える」「教えられる」という図式ができ，人間関係が固定化することが多い。その場合，「教えられる」子どもは，自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切にし，どの児童にも「活躍できる場」を提供する。

#### ○委員会活動の充実(中学部・小学部高学年)

自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって，指示待ちではなく自分たちで問題を見つけたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

#### ○小学部たてわり班活動の充実・中学部全体での活動の充実

小学部は「縦割り集会」などをとおして，高学年ではリーダーシップや思いやりの心，低学年では上級生 に対するあこがれの気持を育てる。中学部はクリーン作戦等生徒会を中心に中学部全体での活動を充実する。

#### ○クラブ活動を通して(中学部・小学校高学年)

共通の興味・感心をもつ児童により，どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して，豊かな人間性，社会性を育てる。

#### ○学校行事を通して

- ・ 自主性・協調性の育成 児童の発意
- ・ 発想を効果的に取り入れることにより，児童・生徒の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ，児童・生徒の所属感や連帯感を高め，協調性の育成につなげる。
- ・ 体験活動・現地校との交流活動等の充実し，公共の精神を養い，集団活動を行うのに必要な生きて働く知恵や技能を身に付ける。



⑤いじめ問題に対する学校の取組評価を PDCA サイクルで行い、取組内容の検証を行う。

いじめ問題への取組に対する「なかよしアンケート」を年間計画に位置づけ、未然防止や早期発見・早期対応への取組の検証を行う。チェックアンケートから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し、今後の指導に活かす。

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるように長期休業中や校内研究会の時間を活用し教職員の研修を行う。

⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援について、すべての教職員が共通理解するために、年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組むことを確認し、いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など、全職員の共通理解を深める。

⑧職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて、職員会議等を利用し、月に一度はいじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について情報交換を行うとともに、定期的に学校での問題についての研修を行う。さらに教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会も設ける。

⑨行事、会議を精選し、児童と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童・生徒と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図り子どもたちと向き合う時間やコミュニケーションの時間の確保に努める。また、担任は個人ノートや交換ノートなどを活用し個に対応したコミュニケーションに心がけ、子どもたちの内面に目を向ける機会を設ける。

⑩学校だけでは対応できない事案において関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（理事会、保護者会、フランクフルト総領事館等）に心がける。

携帯電話・SNS教室などを年間計画に位置づけ、児童の啓発活動を図る一方、総領事館や理事会、保護者代表と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

⑪児童・生徒が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

児童生徒会が中心になって行う児童・生徒会活動を通して、児童・生徒が自ら取り組み、その成果を発表する場を設ける。

#### ⑫その他

①保護者会総会の年間活動方針に「いじめ防止」に対する内容を加え、積極的行動への意識を高める。

②児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。

③「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・理事会の連携を深めることが大切であることを学校便り、道徳授業公開、保護者会総会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

## 4 早期発見の取組

### 1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童・生徒の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが必要である。早期発見が早期解決につながるという認識のもと、定期的なアンケート調査や意識調査などにより、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようする。日頃から児童との信頼関係を構築し、いじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組むとする。

### 2) いじめを早期に発見するための方策

①普段から児童への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童・生徒と直接関わり、指導する中で、生活ノート、個人面談など日々の児童理解を通じて、いじめの早期発見に努める。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善し

ていく当事者として、日々、児童・生徒や児童・生徒の問題と向き合い、いじめの早期発見に努めるよう、特に以下の点について取り組む体制を整える。

- ①なかよしアンケート調査
- ②児童・生徒の意識調査
- ③個人ノート，生活ノート，日記
- ④個人面談
- ⑤教育相談
- ⑥日々の観察
- ⑦保健室の様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪理事会・総領事館との連携による情報収集

②いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート」を定期的実施する。その目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめが、どの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。「いじめアンケート」は、調査結果を理事会に報告する。

◎いじめアンケートについて

次のポイントを参考に、いじめアンケートの見直しをする。

<見直しのポイント>

・児童の本音を聞き取ることのできるシートですか？

「記述式」は現在進行中のいじめ、深刻な事例は児童から回答されにくい、と言われていました。より正確な回答が得られる「無記名式」を用いることが必要です。先生方の中に、「記名式アンケートでなければ誰が書いたか分からず、いじめの加害者・被害者を特定できない」という意見がありますが、アンケートはあくまでも補助的なものであることを理解し、いじめの認知につなげてほしいと思います。・いじめの4層構造の一番外側にいる「傍観者」の回答を求められる形式になっていますか？いじめの発見の特徴として「傍観者」の通報が得られやすいものです。「いじめを見た」という記述が得られる質問がシートの中にあることが大切です。



③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、児童がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、保健室や職員室などに行き、相談室でいじめ相談を受けることができることを児童に周知し、安心・安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる相談員のについても広く広報する。

## 5 いじめへの対処

### 1) いじめの対処に関する基本的な考え

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童・生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、加害児童・生徒の社会性の向上等、児童・生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### 2) いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

・事実確認・反省指導・謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・連絡・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

①教員が気づいた、あるいは児童・生徒や保護者からの相談があった「いじめ」については、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。

②事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会で明らかにされた情報を教職員間で共有し組織的な体制のもとに行う。

③いじめているとされる児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、慎重に事実関係に基づき、どれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることになるか等気づかせるよう指導し、反省を促し、即刻いじめることをやめさせる。

④いじめてしまう気持ちを聞き取り，その児童・生徒の心の安定を図る指導を行う。

⑤事実関係を正確に把握し，当該の保護者に伝え，学校での指導，家庭での対応に仕方について，学校と連携し合っていくことを伝えていく。

＜重大な事案が発生した場合＞ 速やかに理事会・総領事館・文部科学省国際教育課に報告し，指示に従って必要な対応を行う。

① 学校の下に，重大事態の調査組織を設置する。

② 調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

④ 調査結果を理事会・総領事館・文部科学省国際教育課に報告する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。（取材会見などの準備をする。）

②いじめの対応が難しくなったり，長期化すると予見されたりするときは，いじめ対策支援チーム（理事会・総領事館・保護者会）に依頼し，解決を図る。

解決が困難なケース，その可能性が予見されるケースがあると判断したときは，ためらうことなく，いじめ対策支援チームに支援を求め，問題の早期解決に当たる。その際，家庭訪問など保護者に直接 関わることも含め，早期解決に向けて取組を行う。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして，理事会・保護者会等との連携を図り，その解決を図る。

SNSなどを介して行われるいじめに対しては，書き込みした児童・生徒に削除を求めるほか，掲示板などへの書き込みに対しては，理事会・保護者会を通して関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じる。

④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、理事会・総領事館・文部科学省国際課と連絡を取り、警察署、関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童・生徒に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、理事会・総領事館・文部科学省国際教育課に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童・生徒に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、理事会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応したりする。

○学校長の判断で別室指導や（理事会の責任において）出席停止なども対処として考えられるが、法律では犯罪として扱われるものは警察と連携し、重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに総領事館・警察に通報し、適切に援助を求めることになっている。

⑤加害児童・生徒、被害児童・生徒の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害児童・生徒及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害児童・生徒の見守りなど当該児童の安全を確保する。一方、加害児童・生徒とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた児童・生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調した児童・生徒に対してはそれらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。また、学級全体で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。日ごろからのいじめに対する指導のあり方が児童・生徒の意識改善に重要になるので、定期的に学校組織としていじめに対しての意識の共通理解を図り、教師が同一歩調で指導に当たる。

また、保護者に対してもいじめが起きた場合の集団に対する学校側の指導について、事前に周知し理解を求め協力を仰ぐ体制を整えておく。

## 6 その他の留意事項

○学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討し、児童・生徒に事前に周知しておく。

## 7 いじめ対策年間指導計画

月	全体指導計画	防止対策等	その他
4	○「学校いじめ基本方針」の内容確認	○せいかつアンケート実施 ○学級開きでの生活指導	○教育相談員の利用 推進
5	○運動会を通しての集団づくり指導	○せいかつアンケート実施 ○集団の中での人間関係・居場所づくりの確認	○保護者会総会
6	○「いじめ防止対策委員会」による情報交換	○せいかつアンケート実施 ○道徳授業実施	○保護者道徳授業参観
7	○全職員に対する中間アンケート	○せいかつアンケート実施 ○夏季休業中の過ごし方 ○携帯電話・SNSについての指導	○保護者へSNSの使い方協力依頼
8	○教職員研修会	○せいかつアンケート実施 ○児童・生徒理解研修	
9	○学校祭を通しての集団づくり指導	○児童・生徒とのコミュニケーションによる観察方法について確認および実施開始 ○せいかつアンケート実施	○保護者に対し学校評価アンケート
10	○学校祭を通しての集団づくり指導	○せいかつアンケート実施	○保護者・理事会・学校懇談会
11	○「いじめ防止対策委員会」による情報交換	○せいかつアンケート実施 ○情報モラルについての指導	
12		○せいかつアンケート実施	
1	○職員自己評価	○せいかつアンケート実施	○保護者に対し学校評価アンケート
2	○学校評価アンケート結果を通して研修会	○せいかつアンケート実施	○学校評価委員会への情報提供
3	○基本方針の見直し	○せいかつアンケート実施	

※毎月の職員会議においていじめ等生徒指導上の問題についての情報交換を行う。

※必要に応じ保護者会・総領事館へのよびかけ及び情報交換。